

流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの説明会
資料 （平成 27 年 6 月 2 日）

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る盛土構造物設置等
ガイドラインの運用に関する通知文書 送付先一覧**

文書名

平成 27 年(2015 年)3 月 31 日付け滋流政第 85 号

「流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る盛土構造物設置等ガイドラインの運用について」滋賀県土木交通部長発関係機関あて通知文

関係機関のあて先

1. 滋賀国道事務所長
2. 土木交通部各所属長（部内各課長、各土木事務所長、長浜土木事務所 木之本支
所長、各地域振興事務所長）
3. 各市町 建設担当部長
4. 滋賀県 農政水産部長
5. 滋賀県 琵琶湖環境部長
6. 滋賀県 道路公社 理事長
7. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 彦根保全・サービスセンター 所長
8. 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター 所長
9. 西日本高速道路株式会社 関西支社 滋賀高速道路事務所長
10. 西日本高速道路株式会社 関西支社 新名神大津事務所長
11. 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長
12. 東海旅客鉄道株式会社 総合技術本部技術企画部 担当部長（施設）
13. 京阪電気鉄道株式会社 大津鉄道部 技術課長
14. 近江鉄道株式会社 鉄道部 工務課長
15. 信楽高原鐵道株式会社 社長
16. 甲賀市長（ 第 3 種鉄道事業者（信楽高原鐵道））

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

滋賀国道事務所長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを定めたので、通知します。

当該ガイドラインの適用に関しては、下記のとおりとします。

記

適用 : 平成 27 年 4 月 1 日以降に道路詳細設計に着手し、これに基づき盛土構造物の設置等を実施する事業について適用

（経過措置）

- ・適用日までに既に設計済み等の事業についても、ガイドラインの適用が可能な場合においてはこの限りではない。
- ・適用日までに同条例第 25 条に基づき協議を進めているものについては、協議内容に基づく対応とすること。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

土木交通部
部内各課長 様
各土木事務所長 様
長浜土木事務所 木之本支所長 様
各地域振興事務所長 様

滋賀県土木交通部長
(公印省略)

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について(通知)**

流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを定めたので、通知します。

当該ガイドラインの適用に関しては、下記のとおりとします。

記

適用 : 平成 27 年 4 月 1 日以降に道路詳細設計に着手し、これに基づき盛土構造物の設置等を実施する事業について適用

(経過措置)

- ・適用日までに既に設計済み等の事業についても、ガイドラインの適用が可能な場合においてはこの限りではない。
- ・適用日までに同条例第 25 条に基づき協議を進めているものについては、協議内容に基づく対応とすること。

(関係条例文)

流域治水の推進に関する条例第 25 条(平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号)

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

流域治水政策室 企画・計画チーム 辻、矢田(内 4291)

各市町 建設担当部長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋賀県 農政水産部長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

滋賀県 琵琶湖環境部長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

滋賀県 道路公社 理事長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

中日本高速道路株式会社 名古屋支社
彦根保全・サービスセンター 所長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

中日本高速道路株式会社 名古屋支社
桑名保全・サービスセンター 所長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

西日本高速道路株式会社
関西支社 滋賀高速道路事務所長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

西日本高速道路株式会社
関西支社 新名神大津事務所長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

東海旅客鉄道株式会社 総合技術本部技術企画部
担当部長(施設) 井上陽一 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について(通知)**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

(関係条例文)

流域治水の推進に関する条例第 25 条(平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号)

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田(電話 077-528-4291)

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

京阪電気鉄道株式会社
大津鉄道部 技術課長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

近江鉄道株式会社
鉄道部 工務課長 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないように配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

滋流政第 85 号
平成 27 年(2015 年)3 月 31 日

信楽高原鐵道株式会社
社長 正木 仙治郎 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、願います。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）

甲賀市長 中嶋 武嗣 様

滋賀県土木交通部長

**流域治水の推進に関する条例第 25 条に係る
盛土構造物設置等ガイドラインの運用について（通知）**

平素は、本県の土木交通行政に関し、格別のご支援を賜り御礼申し上げます。

さて、流域治水の推進に関する条例第 25 条については、平成 26 年 3 月 31 日の条例施行以降運用されているところですが、今般、盛土構造物設置等に係る具体的な事務手順等を整理したガイドラインを別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本ガイドラインを有効にご活用いただきますよう、お願いいたします。

なお、県内において、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および滋賀県土木交通部が実施する道路事業においては、同ガイドラインを平成 27 年 4 月 1 日に適用することとしておりますことを申し添えます。

（関係条例文）

流域治水の推進に関する条例第 25 条（平成 26 年 3 月 31 日施行 平成 26 年条例第 55 号）

- 1 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去（以下「設置等」という。）をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。
- 2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

【担当】

滋賀県土木交通部流域政策局 流域治水政策室
企画・計画チーム 辻、矢田（電話 077-528-4291）